

長期連休【4月27日(土)～5月6日(月)】の市役所業務のお知らせ

◆通常業務

市役所の通常業務は、連休前は4月26日(金)まで、5月7日(火)より再開いたします。

◆出生・死亡・婚姻などの届出

出生・死亡・婚姻などの届出は、4月27日(土)から5月6日(月)までの期間、市役所宿直室(本庁舎裏側)にて受付します。

なお、この期間中住所変更や住民票、戸籍謄本・抄本、印鑑証明などの証明事務(通常業務)は行いませんので、ご注意ください。

【お問い合わせ先】

市戸籍住民課(市役所1階①番窓口)
☎32・2112 / FAX 33・2234

◆市役所からの一般支払日

市役所からの一般支払日は、毎月末の2日間(土曜・日曜・祝日を除く)ですが、4月は次の2日間とします。

【支払期間】 4月25日(木)・26日(金)

【支払時間】 午前9時～正午
午後1時～午後3時

【支払場所・お問い合わせ先】

市会計課(市役所1階⑥番窓口)
☎32・2116 / FAX 33・3001

◆休日納税窓口

【日時】 4月28日(日)
午前8時30分～午後5時15分

【場所】 市役所1階 税務課納税窓口

【取り扱いできること】

○市税・保険料の納付と納税相談

○軽自動車継続検査(車検)用納税証明書の発行
※その他の証明書発行、課税に関する相談はできません。

【お問い合わせ先】 市税務課

☎32・3928 / FAX 33・3401

◆ごみの収集など

ごみの収集は、1月に市内各世帯へお配りした「家庭ごみ収集日程・地区割表」のとおり、収集業務を行います。

※家庭ごみ収集日程・地区割表に記載しているとおり、5月3日(金)～6日(月)の間、ごみの収集は行いませんのでご注意ください。

◆粗大ごみの持ち込み(有料)

環境衛生センターへの粗大ごみなどの持ち込み(有料)は、連休前は4月26日(金)まで、5月7日(火)より再開します。持ち込み時間は、午後3時から午後4時30分までです。(多量のごみなどは、市から許可を受けた業者に有料で処理を依頼することも可)

【お問い合わせ先】

市環境衛生センター(芝生町字花谷3番地)
☎32・8290 / FAX 32・8295

◆葬斎場の業務

葬斎場における火葬業務の受付は、連休期間中も午前8時30分から午後5時15分まで受付けています。

【お問い合わせ先】

葬斎場 ☎35・1059



くらしの安全・安心
サポーターを募集

消費者啓発に関する活動をお手伝いしてくれるボランティアを募集しています。

【活動内容】

①市が発信する消費者被害などに関する情報の伝達や被害防止を呼びかける活動
②消費者被害にあった市民に消費生活相談窓口を紹介する活動

③市が実施する消費生活に関する事業に参加協力する活動

④消費者啓発の担い手として、講座の講師や寸劇などに参加する活動

⑤消費生活に関わる事項についての提言活動

【お問い合わせ・申込先】

小松島市消費生活センター
(市教育委員会庁舎1階)

☎&FAX 338・6880

